

平成26年本宮市教育委員会8月臨時会会議録

1 日 時 平成26年8月4日(月) 午後1時30分～午後2時58分

2 場 所 本宮市役所 3階 大会議室

3 出席委員 委 員 長(1番) 仲 川 清  
委員長職務代理者(2番) 谷 明子  
委 員(3番) 渡 辺 俊之  
委 員(4番) 古 宮 博文  
教 育 長(5番) 原 瀬 久美子

4 出席職員 教育部長 国分 忠一  
次長兼教育総務課長 後藤 章  
幼保学校課長 渡辺 裕美  
参事兼管理主事兼指導主事 鈴木 康雄  
指導主事 穠山 俊之  
(書記)教育総務課課長補佐 渡辺 和義

5 傍聴人 なし

6 案 件

議案第23号 平成27年度使用教科用図書の採択について

7 審議経過

【午後1時30分開会】

◇委員長 それでは、大変ご苦労さまでございます。

きょうは次年度の教科書採択についての協議を行います。

原則としていつものとおり傍聴していただくこととなりますが、議事の進行の途中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項並びに本宮市教育委員会会議規則第19条により、以降を秘密会とするかどうかの判断をお諮りすることがありますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、議事の進行の途中、以降を秘密会とすべきかどうかの判断について改めてお諮りすることとします。

傍聴者は来ておりませんが、傍聴者がいらっしゃる場合については入場をお願いいたします。

それでは、傍聴者はおりませんが、開会後の録音、写真等の撮影については一切を禁止させていただきます。ただし、ただいまより開会を宣言するまでの間、時間をとりますので、写真撮影・録画について許可します。

ただいまから、教育委員会8月臨時会を開会いたします。

---

◇

◎会議録署名委員の指名

- ◇委員長 会議録署名委員は、2番委員と5番委員にお願いいたします。  
記録係を指名いたします。記録係は、事務局渡辺さんにお願いいたします。

---

◇

◎議案第23号 平成27年度使用教科用図書の採択について

- ◇委員長 それでは、従来により着席のまま進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

協議に入る前に、教科用図書採択手順の確認のため、事務局、説明をお願いします。

- ◇事務局 前回、7月の教育委員協議会におきまして、教科用図書採択に係る手順についてご説明をさせていただいておりますけれども、確認のために、改めて簡単に説明させていただきたいと思ひます。資料を準備しておりますが、お配りしてもよろしいでしょうか。

- ◇委員長 お願いします。

[資料配付]

- ◇事務局 それでは、今お配りしました資料1の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

最初に、教科書採択の手順と流れについてご説明をさせていただきます。

教科用図書の採択事務の経過としましては、採択地区教育長協議会、それから、採択地区協議会、採択地区協議会調査委員会がそれぞれ2回ずつ、資料にあります日程のとおり開催されました。

一番上のところですが、採択地区教育長協議会においては、採択地区協議会に対して、27年度使用教科用図書の選定について諮問をしております。その諮問を受けまして、採択地区協議会では採択地区協議会調査委員会に対して、教科用図書を種目ごとに調査研究するように依頼しております。採択地区協議会調査委員会におきましては、その依頼を受けまして、各種目ごとの調査研究をしまして、その結果について採択地区協議会に報告をしております。

その報告を受けまして採択地区協議会では採択地区教育長協議会に答申をしております。今回、その採択地区教育長協議会からの答申を受けまして、各市町村教育委員会に採択の要請ということになりまして、本日の教育委員会となっております。

きょうの教育委員会におきましては、採択地区教育長協議会で選定されました教科用図書についてご審議をいただき、採択をするかどうかの決定をお願いいたします。

続きまして、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

法律と規則が入っております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項、それから、その下の本宮市教育委員会会議規則第19条、ここの規定によりまして秘密会をすることができるということになってございます。今回、採択の詳しい内容については秘密会ということをお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、3ページ目から5ページにつきましては、「福島・伊達・安達採択地区教科用図書共同採択に関する規程」になってございます。

一番最後、6ページ目ですが、こちらは福島・伊達・安達地区教科用図書選定基準ということになってございまして、これらに基づいて選定が行われたということになってございます。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

- ◇委員長 それでは、ただいまの説明に対してご質問があれば、いただきます。

選択の手順、流れ、規約、選定基準とか、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、ただいまの説明に対し異議はございませんので、次に進ませていただきます。  
それでは、教科書採択についての議事に移ります。

議事についての提案をお願いいたします。

どうぞ。

◇事務局 委員会の資料、平成26年度8月臨時会という資料、こちらの資料の1ページ目をお開き  
いただきたいと思います。

◇書記 〔議案第23号を朗読〕

◇事務局 続いて、平成27年度使用小学校用教科用図書について説明の資料を準備しておりますけ  
れども、お配りしてもよろしいでしょうか。

◇委員長 はい、お願いいたします。

〔資料配付〕

◇事務局 ただいまお配りした資料の内容につきまして、穂山指導主事から説明させていただきたい  
と思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇指導主事 では、説明させていただきます。

資料2をごらんいただいているかと思いますが、お手元の資料の1ページをお開きください。

これは無償措置法第13条に基づき、採択地区教育長協議会において選定された教科用図書であ  
り、本市の平成27年度使用小学校用教科用図書として提案するものです。

1ページ、読み上げます。

国語科、東京書籍、書写、東京書籍、社会科、東京書籍、地図帳、帝国書院、算数科、東京書籍、  
理科、東京書籍、生活科、東京書籍、音楽科、教育芸術社、図画工作科、日本文教出版、家庭科、  
開隆堂出版、保健課、東京書籍。

以上です。

裏側のページへお進みください。

2ページ目になりますが、こちらが平成27年度使用教科用図書で、県の審査用として提案され  
た各出版社からの一覧表になっております。

ちなみに、国語科で説明させていただきますが、国語科を縦に見ていただきますと丸印が5つあ  
ります。これは国語科の教科書に東京書籍、学図——学校図書というところの出版社なのですが、  
それから、三省堂出版、教育出版、光村図書、以上の5社が県の審査用に見本を提出した会社、こ  
ういうふうな見方をさせていただければと思います。

県のほうに提出されました各教科用図書の種目数、48種目ということになります。このうち採  
択地区として各地区のほうにおりてきましたものが46社、26番の信教と書いてあります。こち  
らは信濃教育出版社というところなんですが、こちらのほうは県のみで、地区のほうにはおりてき  
ませんでした。これは長野県のその地域に即したものを出版した会社ということでございまして、  
長野県バージョンのみ刊行している出版社でしたので、福島県にはあまり関係がないということ  
でおりてこなかったのだろうというふうに推測しております。

以上です。

◇委員長 それでは、採択に係る意思形成過程に必要な協議になりますことから、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第13条第6項並びに本宮市教育委員会会議規則第9条に基づき、秘密会としてよろしいか、お諮りしたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、ただいまより秘密会といたしますので、傍聴者は来ておりませんが、いれば退席をお願いします。

〔秘密会につき非公開〕

---

◇

◎閉会の宣告

◇委員長 これで8月臨時教育委員会を終了します。

【午後 2時58分閉会】